

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第4項の規定において準用する同法第25条の3第2項の規定により、大阪広域水道企業団岬水道事業指定給水装置工事事業者の指定を次のとおり更新した。

令和2年9月16日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	更新年月日	有効期間の満了の日
岬 第10号	コニシエンジニアリング株式会社 西山 雅清	泉大津市河原町5番28号	令和2年9月16日	令和7年9月29日
岬 第11号	株式会社森水道工業所 森 一馬	堺市北区新金岡町五丁7番328号	令和2年9月16日	令和7年9月29日
岬 第20号	株式会社寿水道 板東 祥晃	堺市中区深阪三丁2番2号	令和2年9月16日	令和7年9月29日